Ⅱ第六の７の８中⑴から⑷までを削る。

Ⅱ第六の８⑵中「第７条第６項」を「第７条第７項」に改め、同⑶の見出しを「利害関係人の意見の聴取」に改め、同⑶中「第７条第４項」を「第７条第５項」に、「公聴会を開催するに当たり、利害関係人を選定する場合には」を「利害関係人の意見聴取については、」に、「機関や団体が」を「機関又は団体が利害関係人として」に、「留意する」を「留意し、公聴会の開催その他の方法により行う」に改め、「、必要に応じて、公聴会の開催以外の方法による意見聴取の実施についても検討し」を削り、同⑷中「公表する」を「公表するよう努めるものとする」に改め、同⑸中「公表する」を「公表するよう努める」に改め、同⑹中「管理を図る等」の下に「、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画等との整合を図り」を加える。

Ⅱ第七中「盛り込むものとし、必要に応じて実施する」を「盛り込み、実施に努める」に、「必要に応じて狩猟や有害鳥獣捕獲による捕獲情報を」を「広域的な鳥獣の保護管理を進める上で、狩猟及び有害鳥獣捕獲等による捕獲等の位置情報は、生息状況の把握にもつながる有用な情報であることから、狩猟者登録証及び捕獲許可証返納時に記載されている捕獲場所の収集に努めるとともに、」に改める。

Ⅱ第八を削る。

Ⅱ第九１中「鳥獣保護管理に関する専門的な人材確保等の仕組みの」を「国、大学等が提供する研修等の」に改め、「検討するものとする。」の下に「特に、鳥獣被害防止特措法の施行を受けて、鳥獣行政における市町村の役割が大きくなっていることから、市町村の担当職員への定期的・計画的な研修又は情報等の提供を行うことにより、鳥獣保護管理に係る専門的知識の向上に努めるものとする。」を加える。

Ⅱ第九２⑶中「第９次鳥獣保護事業計画」を「第10次鳥獣保護事業計画」に改める。

Ⅱ第九５中「愛がん」を「愛玩」に改め、同第九を同第八とする。

Ⅱ第十見出し中「鳥獣保護事業の実施のために必要な事項」を削り、見出しの次に次の段落を加える。

以下について、必要な事項を記載するよう努める。

Ⅱ第十１中「整理する」を「整理するよう努める」に改める。

Ⅱ第十２を削る。

Ⅱ第十３を同２とする。

Ⅱ第十４中「実施する」を「実施するよう努める」に、「見直す」を「見直すよう努める」に改め、同４を同３とする。

Ⅱ第十５から７までを削る。

Ⅱ第十８⑴中㋐を⑧とし、②から⑥までを１つ繰り下げ、㋑の次に次のように加える。

② 救護に当たっては、収容すべき目的及び意義を明確にし、これらを踏まえ収容すべき鳥獣種の選定等を検討する。これらの選定の際には、地域の合意形成及び住民への普及に努める。

Ⅱ第十８⑵⑶中「外来生物法に基づく」を削り、「、必要に応じ同法による手続を経た上で」を「、原則として」に、「致死させるか終生飼養する。」を「致死させるものとする。ただし、外来生物法による手続きを経た上で終生飼養が可能な場合は、この限りではない。」に改め、同⑸中「その他」の下に「⑴②で選定した鳥獣の種類等」を加え、同⑶の見出し中「人獣共通」を削り、同⑶中「場合には、」の下に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）等の」を加え、「十分留意する。」の次に次の段落を加える。

さらに、周囲で家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第２条に規定する家畜伝染病が発生している場合には、同病に感受性のある鳥獣の収容個体の症状等には十分留意し、同病の感染が疑われる際は、家畜衛生部局等と調整し、適切な対応を取る。

Ⅱ第十８⑶中「人獣共通感染症」の下に「、家畜伝染病等」を加え、同８を同４とし、同４の次に次のように加える。

５　安易な餌付けの防止

Ⅰ第八に示すような鳥獣の保護に影響を及ぼす安易な餌付けの防止に努めるとともに、普及啓発を積極的に推進するものとする。その際には、以下の点について留意するものとする。

⑴ 安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について市民の理解を得ること。

⑵ 観光事業者又は観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図ること。餌付けを実施する際には、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながらないよう十分な配慮を行うものとする。

⑶ 生ごみや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置等、結果として餌付けとなる行為の防止を図ること。

Ⅱ第十９を次のように改める。

６　感染症への対応

Ⅰ第十の考え方を基本とし、野生鳥獣に人獣共通又は家畜に影響の大きい感染症が発生した場合に備えて、国及び都道府県内の関係機関との連絡体制を整備しておくものとする。

⑴ 高病原性鳥インフルエンザについては、人獣共通感染症であり、かつ、家畜への影響が大きいことから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」等に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、家畜衛生部局等と連携しつつ適切な調査に努める。

また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり、野鳥との接し方等の住民への情報提供等を適切に実施する。さらに、野鳥の異常死を早期に発見するためにも、通常時の生息状況の把握に努めるものとする。

⑵ その他感染症については、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等により把握に努めるものとする。特に、口蹄疫等の家畜伝染病が発生している場合には、周囲の野生鳥獣に異常がないか監視に努める。

Ⅱ第十６の次に次のように加える。

７　普及啓発

⑴ 鳥獣の保護管理についての普及等

鳥獣の保護管理についての普及啓発を図ることを目的とした年間計画を立て、地域住民による保護活動等の育成指導、探鳥会等の普及活動、普及啓発資機材の整備・活用等を行うほか、鳥獣の保護活動に関する実績発表大会を開催する等、地域の特性に応じた効果的な事業を実施するよう努めるものとする。

普及啓発の際には、生物多様性の保全のためには、適切な鳥獣保護管理が重要であり、個体数調整が不可欠な場合があることにも理解を求めることとする。

また、愛鳥週間の行事としては、探鳥会、講演会等を積極的に実施するとともに、生態系への影響に配慮しつつ在来種による食餌植物の植栽等を行うものとする。

⑵ 野鳥の森等の整備

探鳥会の開催等により都道府県民が鳥獣を観察し、鳥獣の生態等を知る喜びを体得することができるよう、鳥獣保護区内の野鳥等の観察に適する場所に「野鳥の森」や水鳥の観察施設等を整備するよう努めるものとする。

⑶ 愛鳥モデル校の指定

鳥獣の保護思想の普及の一環として、愛鳥モデル校を、期間を定めて指定するよう努めるものとする。

愛鳥モデル校は、小・中学校を対象に地域的な配置を考慮して指定するほか、必要に応じ、高等学校その他の学校等についても指定することができるものとする。

なお、愛鳥モデル校においては、学校周辺に身近な鳥獣生息地の保護区を指定するよう努めるものとする。

⑷ 法令の普及の徹底

鳥獣に関する法令のうち、法第８条等の鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の規制の制度（法第12条第１項に基づくかすみ網の使用、法第16条に基づく捕獲目的の所持、販売等の規制及び法第12条第１項に基づくとりもち等の使用規制を含む。）、法第13条第１項に基づき捕獲等に許可を要しない鳥獣、鳥獣飼養登録制度、指定猟法禁止区域、法第18条に基づく捕獲物又は採取物の放置の禁止に関する事項、法第26条に基づく鳥獣等の輸入等の規制、法第35条に基づく特定猟具使用禁止区域等、法第80条第１項に基づく本法の適用除外等特に都道府県民に関係のある事項については、都道府県広報誌、ポスター、パンフレット等により、その周知徹底を図るよう努めるものとする。

Ⅱ第十を同第九とする。